

作成日 令和6年12月24日

令和7～9年度 施行

芽室町地域包括支援センター運営業務委託

(高齢者支援課 在宅支援係)

公示用

芽室町地域包括支援センター運營業務委託

項目	単価	数量	単位	金額	備考
保健師		1	人/年		
内訳 給料		12	月		
諸手当		1	年		
法定福利費		1	年		
社会福祉士		1	人/年		
内訳 給料		12	月		
諸手当		1	年		
法定福利費		1	年		
主任介護支援専門員		1	人/年		
内訳 給料		12	月		
諸手当		1	年		
法定福利費		1	年		
人件費合計 (a)					
住宅改修・福祉用具購入理由書作成費 (b)		30	件		
事業費 20%以内 (c)					((a)+(b))の20%以内
小計					(a)+(b)+(c)
消費税 10%					非課税事業
1年合計 (d)					
3年合計 ((d)×3)					契約期間 令和7年4月1日～ 令和10年3月31日

芽室町地域包括支援センター運営業務委託仕様書

1 目的

介護保険法（平成9年法律第123号 以下「法」という。）第115条の46第1項の規定に基づき本業務の受託者（以下、「受託者」という。）が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し必要な事項を定めるものとする。

2 委託名称

芽室町地域包括支援センター運営業務委託

3 事業の対象者

事業の対象者は、町内に住所を有する65歳以上の高齢者及び介護保険第2号被保険者のうち介護認定を受けている者又は受ける可能性のある者とその家族とする。（以下「高齢者」とする。）

4 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

5 名称及び担当地域

本業務を行う拠点となる施設の名称は、「芽室町地域包括支援センターあいあい」とし、担当地域は、町内全域とする。

6 センターの設置及び設備

(1) センターは芽室町保健福祉センター（あいあい21）内に設置するものとする。

「芽室町行政財産使用料条例」「芽室町保健福祉センター設置及び管理条例」に基づき、行政財産使用許可書を申請し、使用料は免除とするが、光熱水費に関しては受託者が負担すること。

(2) 受託者は、事務所内に机、椅子、パソコン等業務に必要な機材及び業務システムや電話回線等の設備類を用意し、セキュリティを確保すること。設備類に関する契約に町は一切関与しないものとする。なお、業務に必要な設備類の経費については、受託者が負担すること。

(3) センターの職員が利用できる業務用の自動車を1台以上配備すること。

(4) 案内表示等設置するほか、地域住民への周知に努めること。

7 運営体制

(1) 窓口開所日

月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）とする。

ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

(2) 窓口開所時間

午前8時45分から午後5時30分までとする。

ただし、町長が認めるときは、開所時間の延長や短縮をすることができる。

なお、開所時間外であっても、地域住民や関係団体等との会議等への出席が必要な場合は対応すること。

(3) 緊急時の対応

開所時間に関わらず、緊急時を想定し、電話等により24時間対応可能な体制を確保すること。

(4) 公平性・中立性

受託者は、センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。

(5) 協働性の視点

センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、それぞれが専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践することで相談支援や地域課題に対応すること。

(6) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、関係法令のほか個人情報取扱特記事項を遵守し、厳重に取り扱うこと。

個人情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように、相談記録や関係文書等を適切に管理するとともに、守秘義務を遵守し、個人情報の保護を徹底すること。

(7) 苦情対応

センターに対する苦情対応窓口を設置し、速やかに誠実に対応し、再発防止に努めること。

また、必要な場合は速やかに町に報告すること。

(8) 町との連携

センター業務は多岐にわたり、様々な関係部署等と密接に関係していくため、日常的に連携を図るとともに、町や関係機関が主催する会議等に参加し地域課題の解決に取り組むこと。

(9) 法令等の遵守

センターの運営にあたり、介護保険法ほか関係法令を遵守すること。

8 業務内容

センターにおいて実施する業務は、次のとおりとし、適切かつ中立に、次の各号に定める事業を実施すること。なお、委託業務の実施については、以下の通知等を遵守すること。

- ・「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号）
- ・「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号）

- ・「地域包括支援センター運営マニュアル」（一般財団法人長寿社会開発センター）
- ・「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」（平成30年7月4日老振発0704第1号）

また、上記通知等が改正された場合は最新の通知を優先する。

（1）包括的支援事業

① 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、様々な相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行うものとする。

ア 総合相談業務

ワンストップサービスの拠点として、高齢者に関する様々な相談に対応する。介護保険サービスに限らず、自立支援に向けて様々な社会資源を活用し、適切な支援を行うこと。

なお、高齢者本人のみならず、家族等に対する支援も行うこと。

イ 実態把握業務

ウ 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者等を把握し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防ぐため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

なお、ネットワークについては、介護サービスに限らず地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の情報を収集すること。

エ 支援困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

オ 地域共生社会の観点に立った包括的な支援

複合化・複雑化した課題を抱える個人等に対する支援等を行うため、必要に応じて適切な関係機関につなぐこと。

② 権利擁護業務

住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、安心して尊厳のある暮らしが出来るように、専門的、継続的な視点から支援を行うものとする。

ア 成年後見制度の利用促進

芽室町成年後見支援センターとの連携により、成年後見制度の利用促進を図ること。

イ 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止及び対応については、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」及び「芽室町高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに状況を把握し、町と連携を図り適切な対応を行うこと。

- ・相談、指導及び助言
- ・通報の届出の受理
- ・高齢者の安全確認、通報又は届出に係る事実確認のための措置
- ・擁護者の負担軽減のための措置

ウ 権利擁護に関する関係機関との連携・啓発

関係機関との連携を図り、権利侵害の予防や早期発見に向けた取組を行うこと。

- ・高齢者権利擁護ネットワーク会議開催
- ・おもいやり連携会議（警察と消費者協会と連携）開催

エ 消費者被害の防止

消費者被害に対応するため、被害を未然に防ぐよう努めるとともに、必要時は回復のための支援を行うこと。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

自立支援に資するケアマネジメントの支援、多職種相互の協働等により連携した包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワーク構築や個別支援を行うものとする。

ア 関係機関との連携強化を図る会議の実施

- ・ケアマネネットワーク会議開催

地域の介護支援専門員が円滑にケアマネジメントを実践できるような環境を整備すること。

また、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域との連携、協力体制を構築すること。

イ 介護支援専門員に対する日常的な相談支援・連携強化・資質向上

ウ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言

エ 地域ケア個別会議開催

芽室町地域ケア会議設置要綱に基づき開催し、町と共有・連携していくこと。

(2) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）および指定介護予防支援業務

要支援認定者、事業対象者に対し、介護予防及び日常生活の支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整を行うこと。

生活上の困りごとに対して、できないことを補うだけでなく、利用者の自立支

援に資するよう心身の機能改善に加え、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう支援するとともに、地域の多様な社会資源の活用についてもケアプランに位置付けていくこと。

指定介護予防支援業務を実施するために、法第 115 条の 22 の規定に基づき町の指定を受けること。

(ア) 業務の内容

「芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護手帳の活用について」を参照し、必要な業務を実施すること。

(イ) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援の委託

センターは、介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援業務の一部を委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。

なお、委託する場合においても、公平性・中立性を確保するとともに、サービス計画作成のためのアセスメントや評価が適切に実施されているか責任を持って確認を行い、必要に応じ助言指導を行うとともに、地域ケア個別会議を活用し関与を行っていくこと。

また、介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援の一部を指定介護予防支援事業所に委託している事業者に対し町が定める額を委託料として支払うこと。

(3) その他業務

- ① 町との相談情報等の共有や、毎月事業報告書の提出
- ② 町や関係機関が主催する運営に関する会議への参加
- ③ 住宅改修・福祉用具購入に係る理由書作成及び申請支援
(居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない被保険者への支援)
- ④ 年間事業計画、年間活動報告及び自己評価、調査に関する業務
- ⑤ その他センターを適正に運営するための必要な業務

9 職員の配置

(1) 包括的支援事業および第 1 号介護予防支援事業に従事する職員は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各 1 人配置するものとし、その中から 1 人を管理者として選任すること。

(2) 指定介護予防支援事業者として、介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、介護予防サービス計画数を勘案し、事業が円滑に実施できるよう、1 人以上の必要数を雇用し配置すること。

なお、この担当職員は、保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験のある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に 3 年以上従事した社会福祉主事など、指定介護予防支援に関する知識を有する者とする。

また、包括的支援事業の業務を行う 3 職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が当該業務を担当する場合は、包括的支援業務に支障がない範囲で兼務す

ること。

(3) 人員配置における留意点

センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的に認められず、センター業務に専従していることが必要だが、第1号介護予防支援の事業については、センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受けて行う業務とされているため、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員とは、兼務しても差し支えないものとする。また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者は兼務を可とする。

また、指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないとされているが、指定介護予防支援の業務及びセンター業務に従事する場合には、兼務することとして差し支えないものとする。

なお、資格要件及び勤務形態を示す配置職員一覧表を町に提出すること。

(4) その他

開所時間内においては、1人以上の職員が事務室で勤務し、総合相談支援業務等に対応できる体制を執ること。

10 運営財源等

センターの運営費用は、町からの委託料、介護予防ケアマネジメント費及び介護予防支援費で賄うものとし、経理区分は、各々明確に区分して経理を行うこと。

(1) 委託料

① 委託料 年額 円

※この委託料は、議会の議決を経て成立した予算に基づき執行する。

② 委託料の支払い方法 年12回に分けて支払う。

受託者は、町に業務報告書を提出後、委託料の請求をすること。

町は、請求書を受理した日から起算して30日以内に受託者に支払うものとする。

(2) 介護予防ケアマネジメント費・介護予防支援費

① 介護予防ケアマネジメント費（※2）

初回 7,420 円/件 2回目以降 4,420 円/件 委託連携加算 3,000 円/件

② 介護予防支援費（※3）

初回 7,420 円/件 2回目以降 4,420 円/件 委託連携加算 3,000 円/件

③ 支払い方法

介護予防ケアマネジメント費及び介護予防支援費は、センターが毎月国保連に請求し、国保連から支払われる。

訪問型サービスB（住民主体による支援）の介護予防ケアマネジメント費については、受託者が町に請求し、町から支払われる。

※1 加算の算定要件は、国や保険者が定める基準に基づくものとする。

※2 介護予防ケアマネジメント費：保険者が定めた額とする。

※3 介護予防支援費：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の

改正により変更する。

- ※4 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所に委託した際に支払う額は同額とする。

1 1 協議事項

地域包括支援センター運営業務委託契約書及び仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、受託者と町が協議して定めるものとする。

1 2 その他

- (1) 業務の質の向上を図るため、町が示す業務運営方針に基づき自己評価を実施すること。
- (2) 町が運営等に係る書類の提出を求めた場合は、その求めに応じること。
- (3) 業務上、想定される事故等に対して、受託者が損害賠償保険に加入すること。
- (4) 大規模災害等の発生時にあつては、業務上把握している高齢者に対し、町の指示及び要請に基づき、安否確認等の必要な支援の実施に努めること。